褥瘡予防対策指針

社会福祉法人北斗(以下「当法人」という)は、利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、褥瘡が発生しない適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡予防に関する指針を定める。

1. 褥瘡予防に関する基本的考え

利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種協働のもと質の高いサービスの提供 を目指してこの指針に従い、褥瘡が発生しないようなケアを行う。

2. 褥瘡予防に向けた体制

①設置目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。

②褥瘡対策委員会の構成員 管理者を委員長とし、多職種から選考しその他必要と認める者にて選任する。

③委員会の開催

概ね1か月に1回程度、定期的に開催する。その他、必要に応じて開催する。

④褥瘡対策に関する研修

全職員を対象とした褥瘡対策に関する職員研修会を、基本的に年2回実施する。

3. 多職種協働によるチームケアの推進

多職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

4. 褥瘡発生時の対応

褥瘡を予防することが前提であるが、やむなく褥瘡が発生した場合に備え、常に利用者の皮膚の状態観察による早期発見に心掛け早期治療に努める。

附則

本指針は 平成18年4月1日から適用する。

平成23年7月1日改訂。

平成28年4月1日改訂。

2021年10月1日改訂。